

財務省告示第九十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成二十年二月二十九日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年三月三十一日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成二十年二月二十九日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	二九トン
三	一・三二トン
四	二九、二四五トン
五	一、三七〇トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
七二五トン	八七〇トン	一五、二八六トン	一三三、六四四トン	一、四六九トン	五二五トン	四九七、九四三トン	一、二二三、五二一トン	四、八八九、三六七トン	八〇、四二〇トン	一四、三六六トン	五、一九七トン	四二、〇九八トン	一・七三トン	〇トン	一〇トン

二九	七四四トン
二八	八トン
二七	一二、七七八トン
二六	五、六八七トン
二五	〇トン
二四	三ートン
二三	四、五二〇トン
三三	九〇トン
一一	二九、九四七トン